

2024年7月30日

2024年7月25日からの大雨により
被災されたお客さまに係る託送料金等の特別措置について

2024年7月25日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された地域（2024年7月25日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、2024年7月25日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む）において、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等から2025年1月末日までにお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、2024年7月26日付で経済産業大臣宛に認可・承認申請を行い、本日、認可・承認されました。

記

【災害救助法が適用された地域】（7月29日時点：26市町村）

秋田県：横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

山形県：鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

【小売電気事業者さま等】

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延伸

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る）、7月、8月および9月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金（不使用料金^{*1}）は申し受けません。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金^{*2}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から全く電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに

2025年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費^{*3}の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年1月末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

6. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年1月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{*4}は申し受けません。

【発電事業者さま等】

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日^{*5}の延伸

被災された発電者さまの2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る）、7月、8月および9月分の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の系統連系受電サービス料金の免除

被災された発電者さまが、被災時から全く発電または放電されない場合には、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り、系統連系受電サービス料金（不使用料金）は申し受けません。

3. 災害のため発電設備が復旧までに一時運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款または離島等供給約款のご契約をいただいているお客さま】

1. 電気料金の支払期日^{*6}の延伸

被災されたお客さまの2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2025年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、再建等のため、2025年1月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、再建等のため、2025年1月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※1) 不使用料金は、基本料金の半額。

※2、3、4)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※5) 系統連系受電サービス料金の支払期日は、料金算定日の翌日から30日目を行います。

※6) 電気料金の支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

■小売電気事業者さま等および発電事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

■当社と電気最終保障供給約款または離島等供給約款のご契約をいただいているお客さま

詳細につきましては、東北電力カスタマーセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

東北電力株式会社 カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

※最終保障供給および離島等供給のお客さまの各種受付につきましては、東北電力株式会社が代行いたします。

以 上